

特定非営利活動法人 地域と協同の研究センター

## 第 20 回通常総会「議案書」第 3 分冊

収録議題 第 3 号議案「定款の一部変更および総会運営規約の新設」の件  
第 4 号議案「理事・監事の選出および顧問委嘱承認」の件のうち  
理事・監事候補者名簿

日 時 2020 年 5 月 23 日（土） 10：30～11：45

会 場 生活協同組合コープあいち生協生活文化会館 4 階会議室

名古屋市千種区稲舟通 1-39



## 第3号議案「定款の一部変更および総会運営規約の新設」の件

総会運営規約を新設し、総会の運営に関する事項を定め、運営を総会運営規約に基づいて円滑に運営できるようにします。総会運営規約を新設するにあたり、必要となる定款の一部変更を提案します。

### 1. 定款の一部変更

特定非営利活動法人地域と協同の研究センター定款に「(総会運営規約) 第33条」を追加し、総会運営規約を新設します。また、「(議決) 第30条」においては、「総会における議決事項は、第27条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。」としていますが、新設する総会運営規約において、あらかじめ通知した事項以外の事項であっても軽微かつ緊急を要するものについては議決できることとするため、「第30条3項」を追加します。

※定款第25条により、定款の変更は総会の議決事項です。

変更前	変更後
(議決) 第30条 総会における議決事項は、第27条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。	(議決) 第30条 総会における議決事項は、第27条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。 3 <u>ただし、議事が緊急を要し、かつ出席した正会員の10分の1以上の同意があれば、その事項について議決を行うことができる。</u>
	<u>(総会運営規約)</u> 第33条 <u>総会の運営に関する事項は総会運営規約で定める。</u> 以下条数は順送りで変更する。

## 2. 総会運営規約の新設

特定非営利活動法人地域と協同の研究センターにおける総会運営について必要な事項を定めるため、以下の総会運営規約を新設します。

### 特定非営利活動法人地域と協同の研究センター 総会運営規約（案）

（目的）

第1条 この規約は特定非営利活動法人地域と協同の研究センターの総会運営に関し、必要な事項を定めます。

（出席会員）

- 第2条 総会に出席する正会員は、名簿で正会員であることを確認し、議決票を受け取り参加します。
- 2 定款第31条第2項により、正会員が書面により議決権を行使する場合には、議案に対し賛否を明示した書面に署名したものを、総会の開会までに特定非営利活動法人地域と協同の研究センター（以下法人という）に提出するものとします。
  - 3 定款第31条第2項により、正会員が他の正会員に表決を委任する場合は、委任する会員が署名した委任状を法人に提出するものとします。

（議長）

- 第3条 総会は、すべての議事に先立って、出席した正会員の中から議長を選任します。
- 2 議長は2人以内とします。
  - 3 議長は総会の秩序を維持し、議事を円滑にすすめます。

（書記）

第4条 議長は議事の開始にあたって書記1名を指名します。

（発言）

- 第5条 発言は挙手により議長の許可を得て、所属・氏名を述べ発言します。
- 2 議長は、議事の進行上必要があると場合に、発言を停止することができます。
  - 3 議長は、議事の進行上必要があると認められた場合に、発言者の発言時間を制限することができます。

（発言制限違反に関する処置）

- 第6条 会員の発言が前条の規定に違反すると認めるとき、または以下の各号に該当すると認めるときは、議長は必要な注意を与え、またはその発言を中止させることができます。
- (1) 発言が重複するとき
  - (2) 他人を侮辱するなど総会の品位を汚すとき
  - (3) その他議事を妨害しまたは議場を混乱させるとき

(議事運営に関する動議)

第7条 会員は、議事運営に関する動議を提出することができます。

- 2 議長は、前項の規定に基づき会員から動議が提出された場合であっても、議事運営上適切でないと思われるときは、自らの判断によりこれを却下することができます。ただし、議長不信任の動議についてはこの限りではありません。
- 3 議事運営に関する動議を採決する場合は、書面による議決権は加えないものとします。

(修正動議)

第8条 あらかじめ提示された議案に対し、会員が修正する動議（以下、修正動議という。）を提出する場合には、修正箇所を文書でもって、正会員の20分の1の賛同を要し、理事会に総会の会日3日前までに提出しなければなりません。

- 2 議長は、修正動議が提出されたときは、提出者にその説明を求め、討議に付すものとします。
- 3 修正動議を採決する場合には、書面による議決権のうち、原案に対して賛成のものは修正動議に対して反対とみなし、原案に対して反対のものは棄権とみなします。

(緊急動議)

第9条 会員は、定款第30条3項に基づき、定款の定める総会の議決事項以外の事項であって、軽微かつ緊急を要するものについて、動議を提出することができます。

- 2 前項に定める動議（以下、緊急動議という。）を提出するには、出席正会員数の10分の1の賛同を要するものとします。
- 3 緊急動議を採決する場合には、書面による議決権を加えないものとします。

(審議の打ち切り)

第10条 議長は、質問又は意見を述べようとする会員がある場合でも、議題について質問および討論がつくされたと認められるときは、審議を打ち切り採決することができます。

- 2 付議された議案につき、質疑または討論が続出して容易に終結しないときは、会員は審議を打ち切り直ちに採決に付すべき旨の動議を提出することができます。

(採決の方法)

第11条 議長は、議題について審議が尽くされたと認められるときは、審議終了を宣言し、採決することができます。

- 2 議案の採決は、各議案ごとに行います。
- 3 採決の方法は、拍手、挙手、投票のいずれかの方法によるものとし、そのつど議長がこれを定めます。

(採決結果の宣言)

第12条 議長は、採決の結果を宣言します。この場合、議長はその議題の議決に必要な賛成数を充足していること、または充足していないことを宣言すれば足り、賛否の数を宣言することは必要とはしません。

(傍聴)

第 13 条 会員以外で総会の傍聴を希望するものは、議長の許可を受け傍聴することができます。

(文書・宣伝物等の配布)

第 14 条 総会会議場およびその周辺で、総会参加者などに渡す目的をもって配布しようとする文書・宣伝物は事前に理事会の承認を得て行います。

(改廃)

第 15 条 この規約の改廃は、総会において行います。

附則

この規約は〇〇年〇月〇日から施行します。

※定款変更が認証された日付で施行することとします。

本議案について、議案書の本旨に反しない範囲の運用や字句の修正を理事会に一任ください。

以上、第 3 号議案

# 第4号議案「理事・監事の選出および顧問委嘱承認」の件

## 理事・監事立候補者名簿

第12期（2020年～2022年）の理事及び監事の選挙にあたり、立候補者名簿は以下のとおりです。

特定非営利活動法人 地域と協同の研究センター

第20回通常総会役員選考委員会

記

■理事立候補者： ※全員が（第11期）理事会の推薦です。

選出枠	立候補者
愛知地域枠 定数12	朝倉 美江（金城学院大学人間科学部 教授）
	天野 眞知子（地域と協同の研究センター三河地域懇談会 世話人）
	伊串 徹（生活協同組合コープあいち尾張北ブロック ブロック長）
	今泉 秀哉（ひまわり農業協同組合 専務理事）
	江本 行宏（とうかい食農健サポートクラブ 幹事）
	近藤 充代（日本福祉大学経済学部 教授）
	後藤 強（社会福祉法人ゆたか福社会 理事・法人本部長）
	成瀬 幸雄（南医療生活協同組合 専務理事）
	平光 佐知子（生活協同組合コープあいち 副理事長）
	森 政広（生活協同組合コープあいち 理事長）
渡辺 文人（生活協同組合コープあいち 理事）	
岐阜地域枠 定数7	安藤 信雄（中部学院大学スポーツ健康科学部 教授）
	伊藤 佐記子（生活協同組合コープぎふ 組合員）
	大坪 光樹（生活協同組合コープぎふ 理事長）
	佐藤 圭三（生活協同組合コープぎふ 参与）
	近松 香代（生活協同組合コープぎふ 理事）
	福井 千代子（地域と協同の研究センター岐阜地域懇談会 世話人）
堀部 智子（生活協同組合コープぎふ 理事）	
三重地域枠 定数7	大戸 俊江（生活協同組合コープみえ 理事）
	大原 興太郎（三重大学 名誉教授）
	大村 洋子（生活協同組合コープみえ 理事）
	鈴木 稔彦（生活協同組合コープみえ 専務理事）
	妹尾 成幸（生活協同組合コープみえ 組合員活動推進部 部長）
	長澤 真史（東京農業大学 名誉教授 農農研三重支部）
幸松 孝太郎（名張まちづくり研究所）	
全体枠 定数9	青山 武史（全国大学生協連合会東海ブロック 事務局長）
	岡田 俊介（日本労働者協同組合連合会センター事業団 特定非営利活動法人ワーカーズコープ東海事業本部 本部長）
	小木曾 洋司（中京大学現代社会学部 教授）
	九鬼 紋七（九鬼産業株式会社 代表取締役会長）
	向井 清史（名古屋市立大学大学院経済学研究科 特任教授）
	向井 忍（生活協同組合コープあいち 理事長スタッフ）
	田邊 準也（地域と協同の研究センター会員）
	野々山 大輔（生協労連 コープあいち労働組合 副委員長）
	渡辺 勝弘（地域と協同の研究センター 事務局）

■監事立候補者：※監事推薦の2名は（第11期）監事の推薦、会員立候補は本人の立候補です。

定数2名	立候補者
監事推薦	中萩 勇紀男（東海コープ事業連合 常勤監事）
	丹羽 裕孝（生活協同組合コープぎふ 常勤監事）
会員立候補	鬼頭 孝佳（名古屋大学文学研究科博士後期課程 M L A 研究所）

以上、理事・監事立候補者名簿